

令和7年度
広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金
公募要領
＜施設整備＞
〔令和7年3月改訂〕

【事業提案書受付期間】

令和7年3月25日（火）～5月23日（金）

※予算に余剰がある場合は追加公募を行うことがあります。
追加公募の実施については、令和7年8月（予定）に広島県の
ホームページでお知らせします。

【提出・問い合わせ先】

広島県環境県民局循環型社会課 循環システムグループ

- 住 所 : 〒730-8511 広島市中区基町10番52号
- 電 話 : 082-513-2951
- F A X : 082-227-4815
- E - mail : kanjunkan@pref.hiroshima.lg.jp
- 受付時間 : 月～金曜日（閉庁日を除く）
9:00～12:00・13:00～17:00

【その他】

本公募要領のほか、補助金交付要綱、事業提案書様式、事業提案書記入例等をホームページに掲載しておりますので、必ずご確認ください。

このほか、「研究開発」に関する補助も実施しております（詳しくはホームページ参照）。

- 広島県ホームページ（産業廃棄物埋立税関連情報ページ）
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sanpai-zei/shisetsu-hojo.html>

広島県 排出抑制 補助金



応募される皆様に

本事業は、広島県産業廃棄物埋立税の税収を活用し、産業廃棄物の埋立抑制並びに排出抑制、リサイクルに資する施設整備や研究開発を行う事業者の皆様に補助するものです。

ついては、次の点を必ずご確認の上、応募するようにしてください。

- 1 提出する書類については、いかなる理由があっても、事実と異なる内容を記載しないでください。もし、提案書や申請書の作成、あるいは、補助事業の実施に関し、虚偽記載や不正行為が認められたときは、提案の不採択、内定の取り消し、交付決定の取り消しを行うとともに、欠格期間の設定や補助金の返還及び加算金の徴収等の措置を講じることとなります。
- 2 補助対象経費として認められた場合であっても、補助金の交付決定が通知される前に発注等を行ったものについては、補助金の交付対象にはなりません。
- 3 事業の適正かつ円滑な実施のため、事業の実施中または完了後、必要に応じて、現地での調査の実施や報告の徴収等を行うことがあります。
- 4 本事業により取得し、または効用の増加した財産について、その耐用年数内に処分※しようとするときは、事前に県の承認を受ける必要があります。
※ 補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供する行為
- 5 この補助金は、広島県補助金等交付規則（昭和 48 年規則第 91 号）及び広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金交付要綱に基づき実施します。

目次

1	補助の目的.....	1
2	補助制度の概要.....	1
3	補助事業申請者の要件.....	2
4	事業提案書提出から交付までの流れ.....	5
5	補助対象期間.....	6
6	補助事業の提案について.....	7
7	審査について.....	10
8	補助率、補助上限額及び補助対象経費下限額.....	12
9	補助対象経費.....	13
10	補助事業の実施等.....	14
11	補助事業者の義務等.....	14
12	その他（情報公開等）.....	15
◎	補助事業における利益等排除について.....	16
	Q&A集（施設整備）.....	18
1	補助要件について.....	18
2	補助対象施設について.....	19
3	補助率及び補助金額の上限の引き上げについて.....	20
4	見積書について.....	20
5	その他.....	21

1 補助の目的

本補助金は、産業廃棄物の埋立量削減並びに排出抑制、リサイクルに資する施設を新設する事業により、リサイクル施設の普及を図るとともに、地域における資源循環型社会を目指した総合的な環境調和型資源循環システムを構築することを目的としております。

- 補助事業の実施により、広島県内における産業廃棄物の埋立量削減並びに排出抑制、リサイクルに資することが重要となります。
- なお、本補助金は、広島県産業廃棄物埋立税の税収を充当しており、課税の根拠（広島県産業廃棄物埋立税条例第一条）に基づき実施しております。

広島県産業廃棄物埋立税条例（抄）

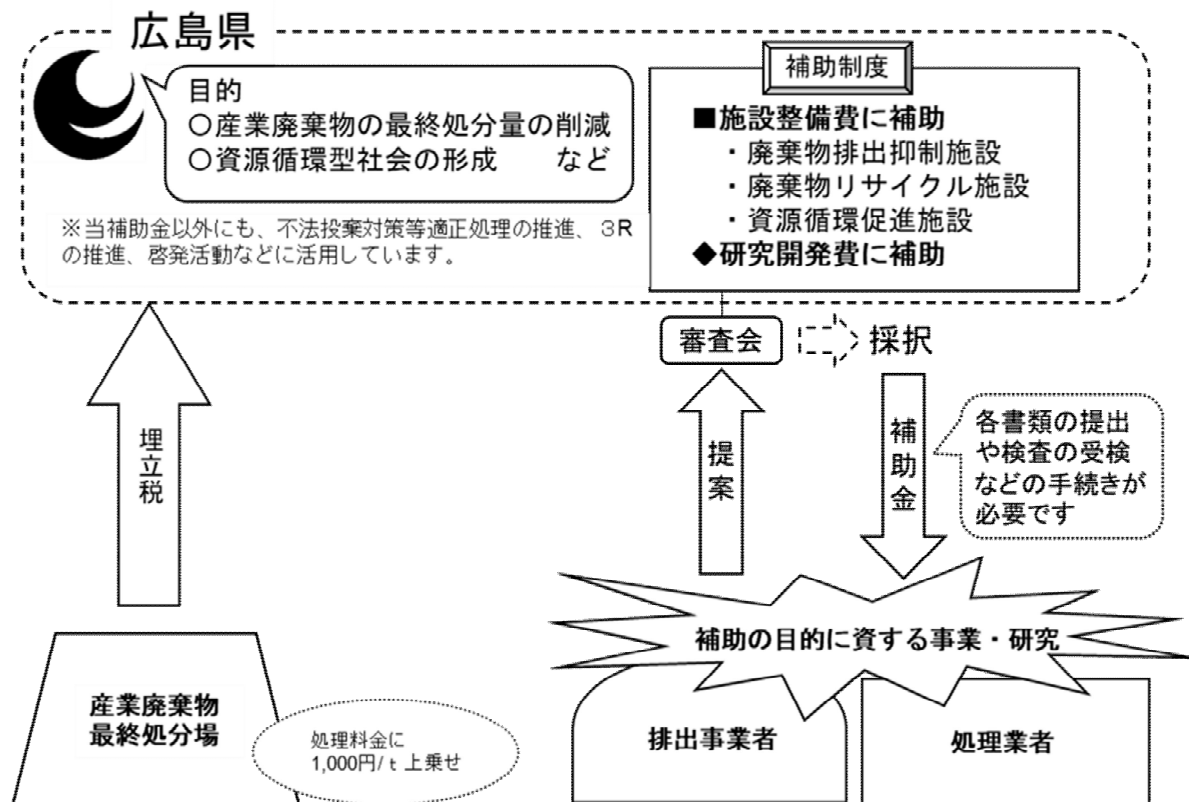
（課税の根拠）

第一条 県は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）

第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物埋立税を課する。

2 補助制度の概要

当補助制度のイメージ図です。詳細については、本公募要領の各項目をご確認ください。



3 補助事業申請者の要件

補助事業申請者は、次の(1)～(5)の全ての要件を満たすことが必要です。なお、要件を満たす場合であっても、審査の結果や予算の状況（他の応募者との競合等）により不採択となる場合があります。

(1)	県内で別表1（次ページ）に掲げる補助対象施設を整備し、直ちに事業化できる者であること。
(2)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへの各規定に該当しない者であること。
(3)	県税の未納等法令に抵触し、助成が適当でないと認められる者でないこと。
(4)	事業を安定かつ継続して実施できる見通しがある者であること。
(5)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと

- ・補助事業申請者が、要件を満たしていないにも関わらず、本補助金の交付の決定を受けていたことが判明した場合は、その決定を取り消します。
- ・また、本補助金の交付の決定を受けた後に、事情変更により要件を満たさなくなった場合は、その決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

ポイント

- 廃棄物処理法に基づく許可など必要な許認可について、受ける見込みがある状況である必要があります。必ず、事前に、担当行政庁に相談してください。
- 本補助金の交付申請をしようとする者は、別紙様式による「補助事業提案書」一式を作成し、受付期間内に県の担当窓口まで提出してください。
（提案書についてはp7～9をご覧ください）
- 補助事業者の選定については、外部有識者等（広島県環境県民局補助金等審査会）による審査を行います。
- 審査には提出いただいた提案書類等による書類審査（一次審査）、プレゼンテーション及び質疑応答により行う面接審査（二次審査）があります。
（審査項目についてはp10～11をご覧ください）

参考情報

- ・採択件数 58件（H15～R6） ※過去の採択事業はHPに公開しています。
- ・採択率 約6割（H15～R6）

別表 1（施設整備）

補助対象施設

次の要件(1)～(7)のすべてに該当する施設とする。

- (1)県内での産業廃棄物の埋立抑制に資するものであること。
- (2)県内での産業廃棄物の排出抑制、減量化又は循環資源の循環的な利用の促進に資するものであること。
- (3)計画取扱廃棄物量のうち、広島県内で排出された廃棄物が 1/2 以上（重量）を占めるものであること。
- (4)新たに設置又は改造するものであること。
- (5)使用に伴い発生する環境負荷について、その低減のための十分な配慮がなされているものであること。
- (6)目的を同じにする他の補助制度の対象施設でないこと。
- (7)次の施設の区分に応じ、①及び②を満たす施設であること。・・・別表 2 参照

別表 2 補助対象施設要件（7）

施設区分	要件①	要件②（ <u>廃棄物リサイクル施設、資源循環促進施設についてはア～エの内、いずれか 1 つで可</u> ）
廃棄物排出抑制施設	排出事業者自ら、廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルを行うものであること。	機器整備前と比較して、事業場外に排出する廃棄物について、重量を 10%以上削減又は容量を 30%以上減少できる施設。
廃棄物リサイクル施設	リサイクル製品を製造する施設、又は混合廃棄物进行处理する施設であること。	ア 新たなリサイクル製品を製造する施設。 イ 既に同等のリサイクル製品を製造している場合、補助対象事業開始前と比較して、事業場全体で製造される当該リサイクル製品の製造販売量を 10%以上増加させる施設、又は事業場から排出し最終処分する廃棄物の重量を 30%以上削減する施設。 ウ 混合廃棄物から再生資源等を分離するための破碎・選別施設等であって、最終処分量が投入した廃棄物の重量の 90%、または容量の 70%を下回るもの（主たる選別方法が手選別（重機を人の手で操作して行うものを含む。）であるものを除く。）。
資源循環促進施設	廃棄物等の集約・分別等により、循環型社会を促進する施設であること。	ア 排出事業者自らが分別又は保管を行うことにより、事業所外に排出後リサイクルされる廃棄物（再生資源等）の重量を 30%以上増加させる施設。 イ 現在最終処分されている廃棄物について、リサイクルするために一時的に保管・選別する施設であって、最終処分される廃棄物の重量を 10%、または容量を 30%以上削減する積替・保管施設。ただし、廃棄物の収集・運搬のみを行う事業は除く。 ウ 県内で生産されたりサイクル製品の出荷重量を 10%以上増加させる施設。 エ 再生資源等の製造施設であって、最終処分される廃棄物の重量を 10%以上削減する施設

《参考》補助対象施設要件チェックフロー

まずは、この要件をチェック

- ✓ 広島県の産業廃棄物の埋立抑制に資するか
- ✓ 広島県の産業廃棄物の排出抑制、減量化またはリサイクルに資するか

ポイント！

広島県で発生する「産業廃棄物の最終処分量※削減」に貢献する事業計画である必要があります。

※最終処分量とは、いわゆる埋立処分場に埋め立てされる産業廃棄物の量を指します

施設の設置場所も広島県内である必要があります。

中古の施設や、すでに着工しているものは対象になりません。

設置した施設の稼働による騒音・振動・悪臭・粉じん・排水などの環境負荷について、低減のための対策が具体的に示されている必要があります。

同一の施設について、他の補助制度との併用は認められません。

老朽化した施設の単純更新などは認められません。

✓ 計画の廃棄物の内1/2以上が広島県内で発生したのか

✓ 新たに設置するものか

✓ 事業により発生する環境負荷について低減のための配慮があるか

✓ 他の補助制度の対象となっていないか

✓ 量的要件(p3別表2)を満たすか

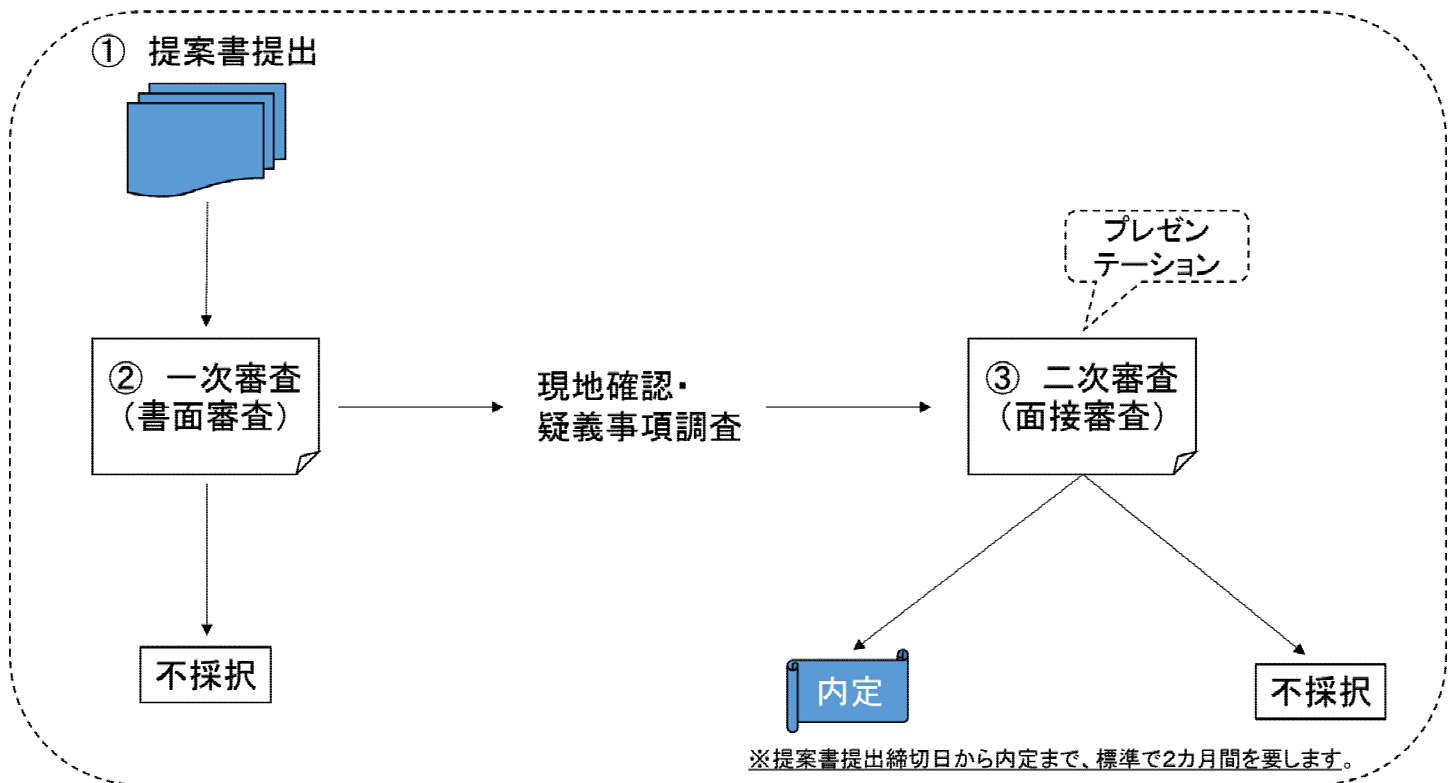
注意

- ◎当要件は補助対象施設の基本的な要件です。
- ◎採択となるためには、面接審査においてプレゼンテーションを行い、基準点以上となる必要があります。
- ◎廃棄物処理法に基づく許可など、必要な許認可について、受ける見込みがある状況である必要があります。
- 必ず、事前に、担当行政庁に相談してください。

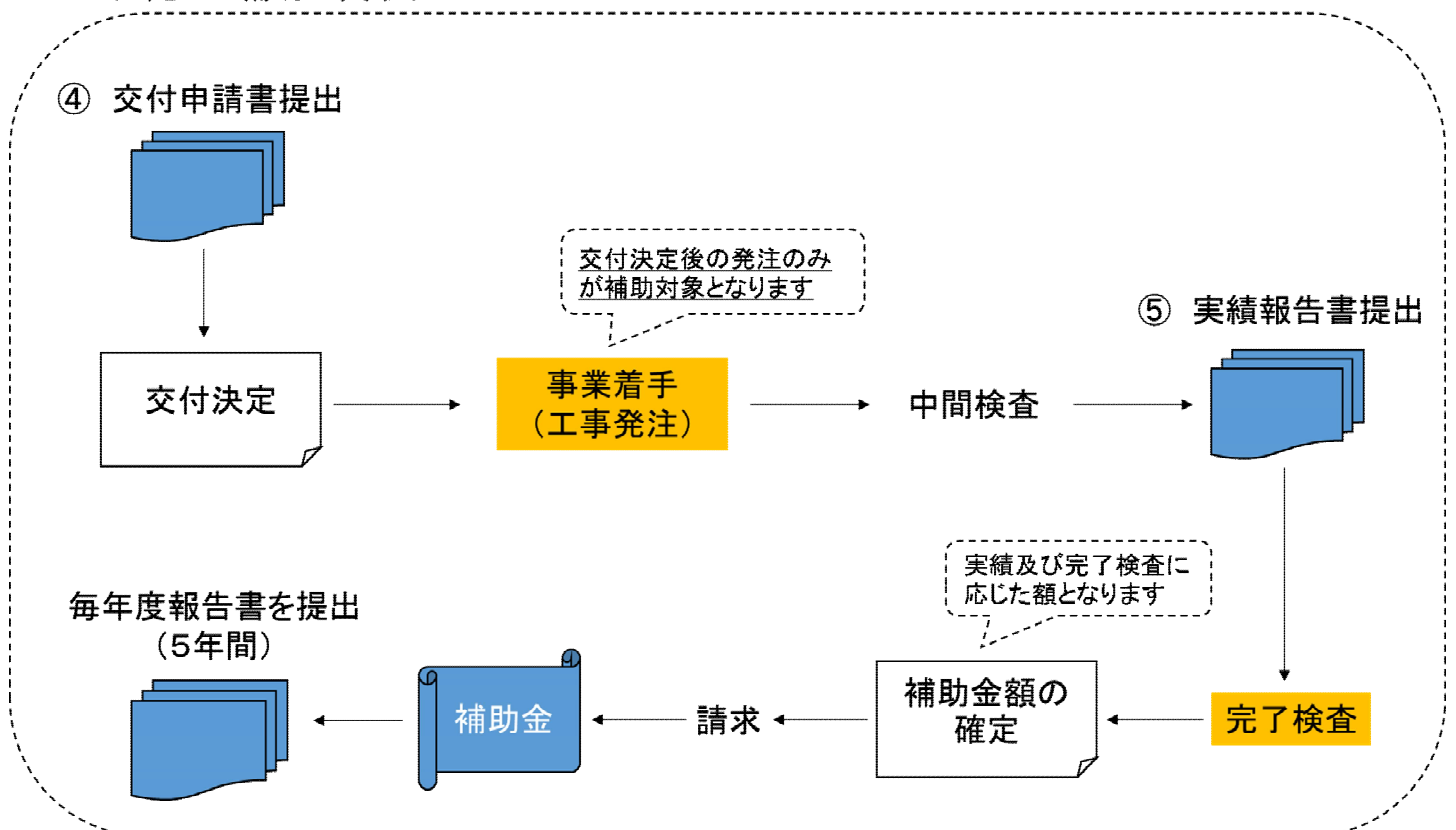
4 事業提案書提出から交付までの流れ

【事業提案書提出から補助金交付までの流れ(標準)】※細部の手続きは省略しています。

提案から内定(採択)まで



内定から補助金受取まで



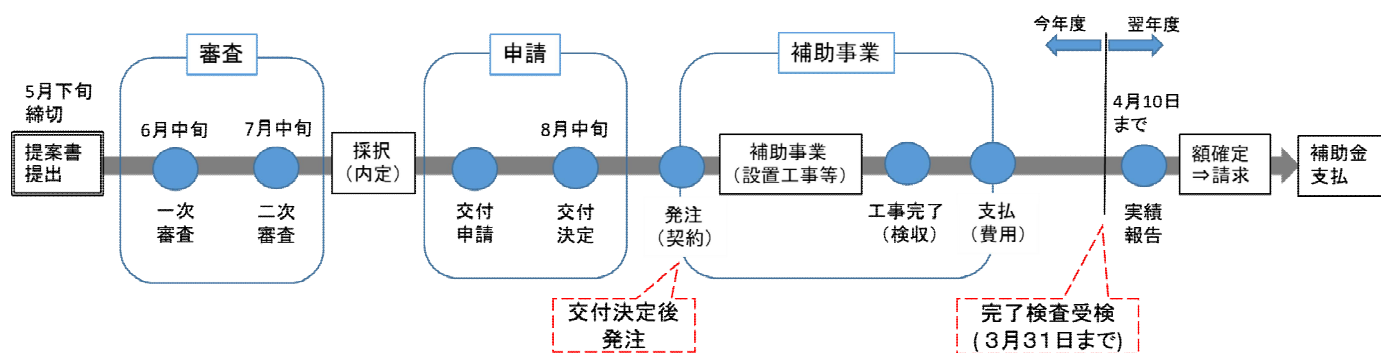
5 補助対象期間

交付決定通知日の属する年度の3月31日まで（県の会計年度）に支払いが完了する事業を対象とします。ただし、交付決定通知において、本補助事業完了日を、交付決定の日の属する年度の翌年度の3月31日まで事業実施することを承認した場合は、その期日までを補助対象期間として認めます。

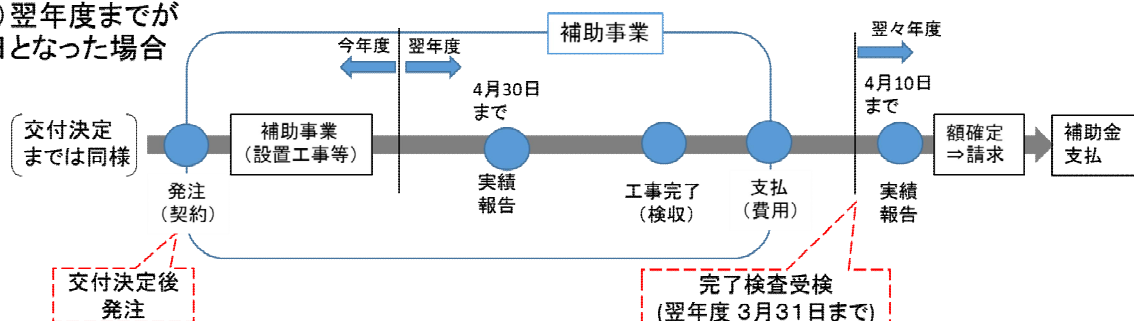
注！ 交付決定前にすでに着手している工事等は対象外です。

各審査に合格（内定）し、交付申請手続きにより交付決定を受けた後に発注（契約）した事業のみ補助対象となります。また、期日までに支払いまで完了させるとともに、完了検査を受検していただく必要があります。

（例）単年度事業



（例）翌年度までが期日となった場合



6 補助事業の提案について

- ① 補助事業申請者は、**別表3に掲げる提出書類及び別表4に掲げる添付書類**により「**補助事業提案書**」を作成し、提出してください。
- ② 提出に際しては、本公募要領で定める様式を使用するものとし、提出書類の用紙の大きさは、原則A4縦、文字色は黒、印刷は**片面印刷**としてください。
- ③ 添付書類のうち、**公的機関が発行する書類については、補助事業提案書提出日から3か月以内に発行されたものを添付してください。**
- ④ 補助事業提案書を1ページとし、以降2ページ、3ページとする通しページを様式下部中央に打ち、フラットファイルなどに綴じて提出してください（綴じ方はp9を参照してください）。
- ⑤ 提出された補助事業提案書等は、返却しませんので予め御了承ください。また、必ず事前にコピーを取り、保管しておいてください。
- ⑥ 提出された補助事業提案書等の内容に関して、当方より電話やメール等での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。
 なお、追加資料の提出をお願いしたにもかかわらず、当方が定める期日までに提出がない場合は、審査対象外とします。

別表3 提出書類一覧

提出書類	様式	提出部数
補助事業提案書	様式	11部 （正1部、副10部） ※副は正を全てコピーしてください。 ※提出書類には通しでページ数を書き入れてください。
①事業計画明細書 （別表4に掲げる添付書類(1)～(14)の内、区分に応じて必要な書類を添付すること）	別紙1-1 (1-2)	
②資金支出計画明細書	別紙2	
③財務諸表等(直前3年の各事業年度分) 【法人の場合】 ○経営状況表 ○貸借対照表、損益計算書(内訳として販売費及び一般管理費、製造原価報告書)、株主資本等変動計算書及び個別注記表 【個人の場合】 ○資産に関する調書	別紙3-1 — 別紙3-2	
④補助事業に係る資金の調達計画	別紙4	
⑤納税証明書（「広島県税について未納がないこと」を証した書類）	—	
⑥履歴事項全部証明書(個人の場合は住民票)	—	
⑦会社のパンフレット等	—	

別表4 事業計画明細書 添付書類

(①廃棄物排出抑制施設、②廃棄物リサイクル施設、③資源循環促進施設)

	書類の名称	①	②	③
(1)	処理フロー図（施設整備前後）	○	○	○
(2)	マテリアルフロー図（施設整備前後）	○	○	○
(3)	事業の実施場所の付近見取図（周辺の民家や公共施設の状況が分かるもの）	○	○	○
(4)	事業場内の建物及び施設の配置図（施設整備前後）	○	○	○
(5)	補助対象施設等の構造図	○	○	○
(6)	補助対象施設の能力の算定根拠となる書類（仕様書等）	○	○	○
(7)	見積依頼仕様書	○	○	○
(8)	見積状況比較表	○	○	○
(9)	見積書の写し	○	○	○
(10)	投資回収計画表 （本事業に係る投資額（設備工事費等イニシャルコスト）に対し、収入（売上）、支出（労務、燃料費等ランニングコスト）、利益を試算し、投資回収期間を示したもの。）	○	○	○
(11)	事業実施の工程表（法規制への対応を含む）	○	○	○
(12)	事業に必要な許認可を既に有している場合は、それを証する書類（許可証の写し等）	○	○	○
(13)	廃棄物の分別等に係る作業手順書	—	—	△
(14)	事業概要PRシート	○	○	○

見積書取得にあたっては
下記の注意事項を
必ず確認してください。

○：必須 △：排出事業者の場合必須

【注意事項】 見積書について

ア 原則3者以上※に見積もりしてください。

- ・ 見積依頼のための仕様書を作成し、同一条件で見積もりしてください。
 - ・ 補助事業申請者自身の責任において見積書の作成依頼を行ってください。
（作成担当者がわかるように記名または押印等を依頼してください。）
 - ・ 見積書の作成依頼先が互いに分からないよう配慮してください。
 - ・ 見積書の発行者に対し、必要に応じて、確認調査を実施します。
- ※（見積金額が100万円未満の場合は2者、10万円未満の場合は1者でも可）

イ 経費の算出根拠が分かるように、数量・単位・単価が明確な見積書を添付してください。

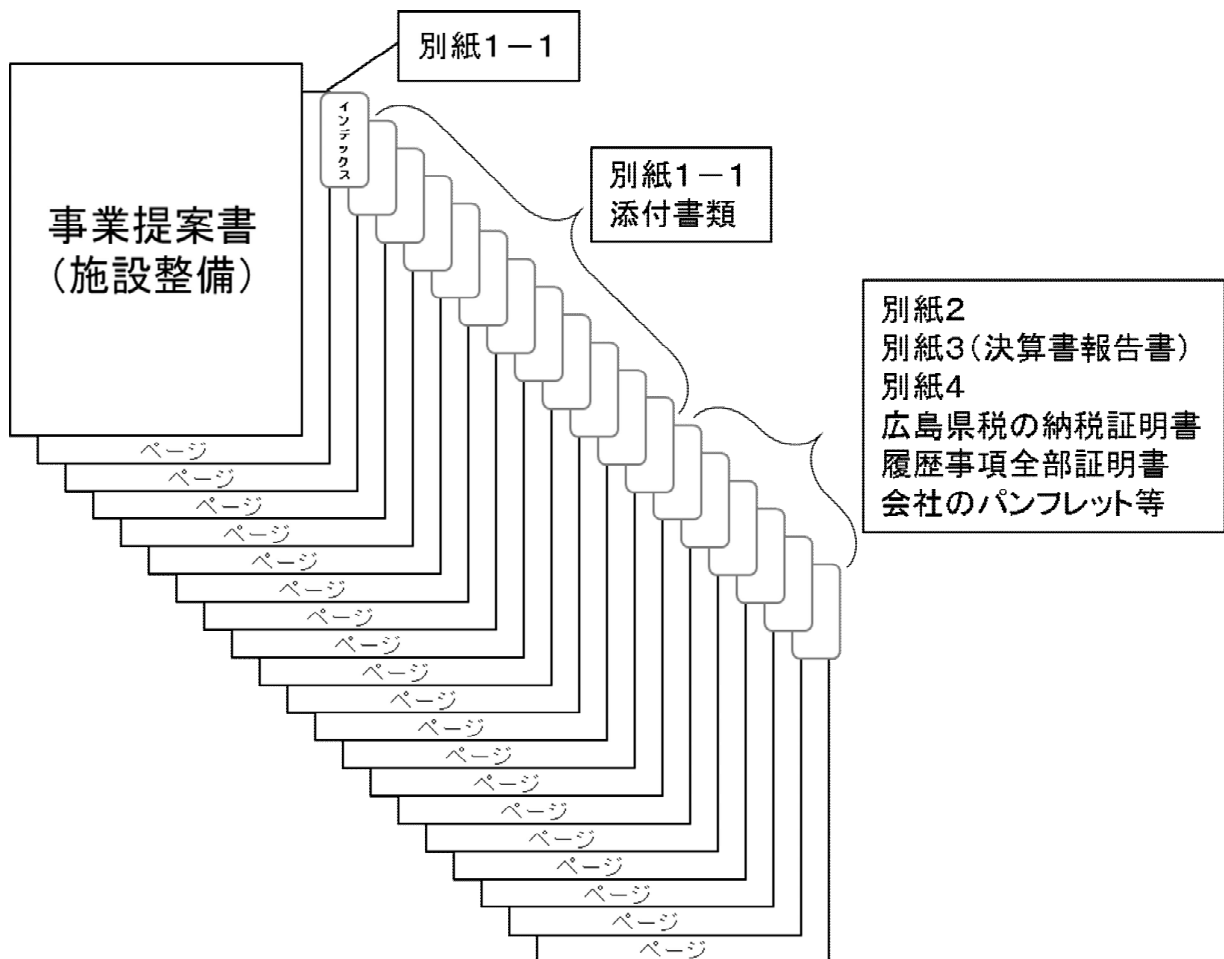
見積書が一式計上されているときは内訳書を添付してください。

ウ 本工事費等の中で「共通仮設費」、「現場管理費」又は「一般管理費」が計上されるときは、その金額の算出根拠が明確な見積書を添付してください。それぞれの項目が一括計上されているときは内訳を添付してください。

エ 見積書について疑問点がある際は、Q&A集の4（p20）を参照してください。疑問が解消しない場合は、必ず県担当に相談してください。

提案書類のファイルの仕方

- ① 提案書は、下図の順番でファイルしてください(用紙のサイズは図面等必要な場合を除き、A4とする。)
- ② 提案書は、事業計画明細書(別紙1)以降の全ての書類についてページ数を書き入れてください。ただし、決算報告書、納税証明書、履歴事項証明書、パンフレットなどには不要です。また、「1-1」、「1-2」のように枝番によるページ番号でも構いません。
- ③ 様式や各添付書類にはそれぞれインデックスを付けてください。



7 審査について

補助事業者の選定については、広島県附属機関設置条例に定める広島県環境県民局補助金等審査会（外部有識者などにより構成）の意見を聴取した上で審査を行います。

なお、審査には提出いただいた提案書類等による書類審査（一次審査、施設整備のみ）、補助事業申請者による事業内容のプレゼンテーション及び質疑応答により行う面接審査（二次審査）があります。

（１）書類審査（一次審査）

審査会において、事業提案書を審査し、二次審査対象者を選定します。審査結果については、審査終了後、各補助事業申請者に書面で通知します。

《一次審査における主な観点》

- ・ 県内での産業廃棄物の埋立抑制及び排出抑制、減量化、リサイクルの促進に資するものであるか（産業廃棄物最終処分量が増加しないか、一般廃棄物を取扱う場合、産業廃棄物への波及効果はあるか。）。
- ・ 計画取扱廃棄物量のうち、広島県内で排出された廃棄物が 1/2 以上（重量）を占めるものであるか。
- ・ 処理に伴い発生する環境負荷について、その低減のための十分な配慮がなされているか（環境負荷を増大させる場合、十分な対策が施されているか。）。
- ・ 補助対象施設の要件①、要件②を満たしているか（p3 別表 2）。
- ・ 事業提案書の内容に不明点、矛盾点はないか。

（２）面接審査（二次審査）

- 審査会において、事業内容についてのプレゼンテーションを行っていただき、その後、計画全体に対する質疑応答による審査を実施します。
- プレゼンテーション及び質疑応答の内容に基づき、100点を満点として点数による審査を行います。100点満点中60点以上を獲得した者について、点数順に予算の範囲内で内定の通知を行います。

《プレゼンテーションについて》

- ・ 二次審査は貴社によるプレゼンテーションを行っていただきます。必ず、スライド等のプレゼンテーション資料を作成いただき、分かりやすく説明してください。時間は15分以内です。その後、15分間の質疑応答がございます。
- ※ 事業計画全体の概要・事業の効果など（p11 参照）について、根拠を明示しつつ説明してください。

《二次審査における主な観点》

① 事業の継続性（24点）

- ・ 取扱予定の廃棄物量は、確実に確保することが可能か。
[排出抑制施設の場合]排出量の削減の方法は適切か、また確実に削減されるか。
- ・ 経営状況からみて、事業を継続可能か。
（資金の調達計画は十分か、借入を行う場合の返済計画は妥当なものか。事業者の経営状況に問題はないか、事業の採算性に問題はないか。）。
- ・ 事業計画に実現性があるか。
（再生品に市場価値があるか、販売先の確保が期待できる事業計画となっているか。事業計画どおりの事業実施が可能か。）。

② 事業の効果（52点） **重要！**

- ・ 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの効果はどの程度か。
- ・ 産業廃棄物の最終処分量を削減する効果(削減量、費用対効果)はどの程度か。
- ・ 整備予定施設の能力は、事業を行うに当たって適切な能力のものが選ばれているか。
- ・ 事業実施に当たっての環境負荷の低減に対して十分に配慮されているか。
- ・ 当該事業によるCO₂削減についての効果はどの程度か。
- ・ 当該事業による地域の課題解決に与える影響はどうか。
- ・ 当該事業が高度なりサイクル（水平リサイクル）の技術の促進の要素を要しているか。

加点要素

③ 計画全体（24点）

- ・ 計画している施設は、導入を進めるべき施設と考えられるか。
（補助対象事業の「費用対効果」、補助対象事業が「県の循環型社会の構築に与えるインパクト」はどうか。）
- ・ 質疑応答の結果から、適切に事業を推進する能力を有しているか。
- ・ 事業計画全体に対する評価。

④ その他（減点）

- ・ 不適正処理の原因となるおそれはないか（過去に環境法令に関して、行政指導または行政処分を受けたことがある場合、その内容に応じて減点します。）。
- ・ [補助の公平性] 過去に県のリサイクル施設整備に係る補助金を受けていないか（過去に補助を受けていた場合、補助額を5千万円で除した数（小数点以下切り上げ）に -1 点を乗じた減点とし、最大で -4 点の減点となります。）。
- ・ [補助の公平性] 過去に補助を受けたことがある場合、その実績は計画処理量と比較して十分であるか（実績が計画処理量に対して、著しく未達である場合、その内容に応じて減点します。）。

《採択に当たっての優先順位》

- ・ 二次審査を通過した補助事業申請者のうち、 デジタル技術を活用する施設を整備するもの及びがれき類の最終処分量削減の効果が生じる施設の施設整備（コンクリートがらまたはアスファルトがらのみの処理施設は除く。）を行うものについては、10 点を加算し、加算後の得点を採択順位得点とします。
- ・ 一般廃棄物を処理する計画であって、二次審査を通過したものについては、60 点として取り扱います（複数の一般廃棄物を処理する計画が二次審査を通過している場合は、それらについては二次審査時の点数順に採択します。）。

8 補助率、補助上限額及び補助対象経費下限額

区分別の一件当たりの補助率、補助上限額及び補助対象経費下限額は、次のとおりです。

事業区分		補助率	補助上限額	補助対象経費下限額
施設整備	廃棄物排出抑制施設	ア) <u>廃プラスチック類、がれき類、 鋤さいに係る施設の整備</u> <u>1 / 2 以内</u> 【注】計画取扱廃棄物量のうち、当該廃棄物が 1 / 2 以上（重量）を占める場合のみ適用となります。	ア) 同左 <u>2 億円</u> 〔 AI 等デジタル技術を活用する施設*の整備は <u>3 億円</u> 〕	なし
	廃棄物リサイクル施設	イ) その他の廃棄物に係る施設の整備 <u>1 / 3 以内</u> 〔 びんごエコタウンモデル地区（福山市箕沖地区）内での施設整備については、それぞれの補助率に 5 % 加算します。 〕	イ) 同左 <u>1 億円</u>	1,500 万円
	資源循環促進施設	<u>1 / 3 以内</u>	1,500 万円	なし

※ 令和 7 年度の本補助金において「デジタル技術を活用する施設」とは、AI・IoT 等のデジタル技術により、リサイクル率向上（最終処分量削減）の効果が生じる施設を指します。

（例）

- カメラ、センサ、スキャナー（ガス、温度、可視光カメラ、赤外線、レーザー、電流等）などにより、処理する廃棄物のデータを計測し、計測したデータをもとに廃棄物の選別などの機能を有する施設（光学選別機）。
- 画像認識、AI（機械学習）とロボットアームの組み合わせによる施設（ロボット選別機）。
- 破砕機などにIoTを活用し、危険業務の遠隔操作などにより作業効率を改善する施設。
- 廃棄物の自動解体機能を有する施設（自動選別、ねじ外しロボット、自動クレーンなど）。

9 補助対象経費

本補助事業の実施に当たっては、特別会計等、本来業務と別に区分けした経理を行い、他の経費と明確に区分できるよう配慮し、支出証拠書類により金額が確認できるもののみ、補助対象経費とします。

なお、補助対象経費は、次表の経費区分の内容に該当し、本県から交付決定通知を得た額のみとなります。また、補助対象経費の支出に係る振込手数料などの間接的な経費は、補助対象外となります。

(注1) 次に掲げるものは補助対象経費になりません。

- 施設の敷地となる土地の取得、賃貸、造成及び補償
- 土地及び建物・構築物、基礎（杭基礎、底盤等）、道路等の建築土木に係るもの
- 他用途への使用や転用が容易な機械装置、工具器具
（車両、バックホウ等の建設機械、汎用性が著しく高い工作機械・電子計算機器など）
- 消費税及び地方消費税相当分、振込手数料
- 中古品や他から転用したもの

(注2) 費用の算定については、平成17年4月11日付け環廃対発 050411002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」に準じます。

(注3) 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、利益等排除（p16～17 参照）の対象となります。

《補助対象経費》

補助対象経費	内容
1 本工事費	施設整備の本工事に必要な費用
2 付帯工事費	施設整備に付帯する工事で、電気工事等、本工事に必要な最小限度のものに係る費用であって、知事に協議し承認を得た額（ <u>補助対象施設の電力を供給するために必要な太陽光発電施設の設置工事を含む。</u> ）。
3 調査費	工事の施工に直接必要な調査測量、試験及び設計等の費用

10 補助事業の実施等

(1) 補助金の支払いについて

補助金の支払いについては、原則、本補助事業完了後の実績報告書の提出を受け、補助金の額が確定した後に、精算払により行います。それまでの間、補助事業者の経費負担となりますので、御注意ください。

(2) 他の補助制度との併用

国（独立行政法人を含む）、市町及び産業支援機関などが実施する目的を同じとする他の補助制度（同一施設の整備費（補助対象経費）に対する補助）と併用した交付申請は認められませんので、御了知ください。

なお、交付決定後に他の制度と併用している事実を発見した場合は、本補助事業者としての交付決定を取り消し、必要に応じて補助金の返還を求める場合があります。

(3) 寄附制限について

政治資金規正法第22条の3第4項の規定により、広島県から補助金等の交付の決定を受けた会社その他の法人は、交付決定の通知を受けた日から一年間、広島県議会の議員若しくは長に係る公職の候補者（候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体（政党等）に対して政治活動に関する寄附をすることができないこととされていますので、留意してください。

11 補助事業者の義務等

本補助事業の交付決定を受けた場合は、次の条件を遵守しなければなりません。

(1) 補助事業の交付条件の変更について

交付決定を受けた後、補助対象経費の費目ごとに配分された額又は補助事業内容を変更しようとする場合、若しくは本補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に知事の承認を受けなければなりません。

(2) 補助事業の実績報告について

補助事業者は、本補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出していただく必要があります。

(3) 複数年を要する事業の実績報告について

補助事業者は、本補助事業実施期間内において、県の会計年度が終了したとき、補助事業開始の日の属する年度の翌年度の4月30日までに（2）に準ずる書類を提出してください。

(4) 中間検査及び完了検査について

補助事業者は、本補助事業実施中に県が行う中間検査及び実績報告書に基づく完了検査に応じなければなりません。

（５）経理文書等の保存について

補助事業者は、本補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿及び支出証拠書類を整備し、本補助事業が完了した日から起算して 10 年を経過した日の属する県の会計年度の末日まで、保存しなければなりません。

（６）県監査委員検査への対応について

本補助事業終了後に、県監査委員が実地検査に入る場合があります。その際は、検査への協力をお願いします。

（７）補助事業完了後の報告について

補助事業者は、本補助事業終了後 5 年間、毎年度、事業の実施状況について報告書を提出しなければなりません。

（８）財産処分の制限について

補助事業により取得し、又は効用の増した機械等の財産については、補助事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的にしたがって効果的運用を図らなければなりません。

また、知事が別に定める期間以前に当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を受ける必要があります。また、財産処分によって得た収入の全部又は一部を県に納付を求める場合があります（なお、処分とは、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供することをいいます。）。

12 その他（情報公開等）

（１）補助申請に係る経費について

本補助事業の申請に当たって要した書類の作成経費や審査に係る経費は、補助事業者の選定の可否を問わず、一切支給しません。

（２）提出された応募書類等の取扱いについて

提出された応募書類等の機密保持については、本補助事業実施のためにのみ使用することとします。ただし、補助事業者に採択された場合は、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

◎ 補助事業における利益等排除について

1 概要

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等排除方法を定める。

2 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

なお、利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号、以下「財務諸表等規則」という。）第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社をいう。

- （１）補助事業者自身
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

3 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

4 その他

- ・ 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するため、その根拠となる資料の提出を求める。
- ・ 売上総利益率及び営業利益率については、小数点第２位以下を切り上げた数値とする。
- ・ この取扱によりがたい場合は、別途協議することとする。

表：財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社

用語	定義
親会社	他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等
子会社	意思決定機関を親会社に支配されている会社等、並びに親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等
他の会社等の意思決定機関を支配している会社等	1.議決権の過半数を所有している会社等 2.議決権の40%以上50%以下を所有している会社等で次に掲げるいずれかの要件に該当する会社等 (ア) 自らが所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権（以下「実質的議決権」という。）とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めている。 (イ) 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で、自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めている。 (ウ) 重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在する。 (エ) 資金調達額の総額の過半数について融資を行っている。 (オ) 意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在する。 3.自らが株式を所有していない場合も含め、実質的議決権で、他の会社等の議決権の過半数を占めている場合で、2（イ）～（オ）に該当する会社等
関連会社	出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる会社等（子会社を除く。）
財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる会社等	1.議決権の20%以上を所有している会社等 2.15%以上20%未満を所有している場合 (ア) 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で、自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就いている (イ) 重要な融資を行っている (ウ) 重要な技術を提供している (エ) 重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業場の取引がある (オ) 財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在する 3.自らが議決権を所有していない場合を含め、実質的議決権の20%以上を占めているときであって、2（ア）～（オ）のいずれかの要件に該当 4.複数の独立した企業により、契約等に基づいて共同で支配される企業
関係会社	親会社、子会社及び関連会社並びに自らが他の会社等の関連会社となる場合における当該他の会社等

Q&A集（施設整備）

1 補助要件について

（Q1-1）どのように補助要件が決まっているのか。

A この補助金は、産業廃棄物埋立税を原資としています。

広島県では、産業廃棄物の埋立抑制を図るとともに、排出抑制、減量化、リサイクル、適正処理その他の循環型社会の形成に関する施策の推進を図ることを目的として、広島県内で最終処分される産業廃棄物に1,000円／tを課税しています。

この補助金は、この税の目的に沿って実施されるため、産業廃棄物の埋立抑制効果等の観点から補助要件を決定しています。

（Q1-2）最終処分量削減効果がない事業計画は補助対象外となるのか。

A 産業廃棄物の最終処分量削減効果がない事業計画については原則補助対象外です。ただし、間接効果や副次的効果などを含めて何らかの最終処分量削減効果を示すことができる事業計画については、補助対象となる可能性がありますので、御相談ください。

なお、最終処分量が増加する事業については、補助対象外となります。

（Q1-3）最終処分量削減効果は、どのように算出すればよいか。

A 原則、計画対象となっている廃棄物の最終処分量が、事業実施前後でどの程度削減できたかを算出してください。なお、通常最終処分前に焼却・脱水等の減量化を実施する産業廃棄物については、排出量ではなく、処理後量に換算して計算してください。

直接的に最終処分を行っていない廃棄物を取り扱う計画にあつては、例えば、RPF等の燃料を製造する計画の場合、それらが天然資源由来の燃料を代替するものであれば、天然資源由来の燃料から発生する燃え殻・ばいじんを減量化したものと取り扱うなど、県全体のマテリアルフローの観点から間接的な最終処分量削減効果を算出することも可能です。

（Q1-4）新たに設置、改造するものとは何か。現在使用している施設の更新であっても補助対象となるのか。

A 交付決定後に設置、改造に着手する施設については、補助対象となります。施設を更新する場合であっても、処理能力の増強や最終処分量の削減など、一定の条件を満たす施設については補助対象となります。

なお、経年劣化による処理能力の低下を回復するために同等の処理能力の設備を整備する場合は、補助の対象とはなりません。

（Q1-5）現在所有している廃棄物処理施設と同等のものを導入してラインを増やしたいが対象となるか。

A 増設により受入れ廃棄物量増等の要件を満たしている場合は、補助の対象となります。

ただし、同等の施設との入れ替えが目的の場合は対象とならないことから、既存施設の処分によって補助目的が達成できなくなった場合は、補助金の返還を行っていただく場合があります。

(Q1-6) 目的を同じにする他の補助金とはどのようなものか。

A 趣旨を問わず、同一施設の施設整備費（補助対象経費）に対する補助金・交付金を指します。

(Q1-7) 再生可能エネルギー固定価格買い取り制度（FIT 制度）の認定を受ける場合でも補助対象となるか。

A FIT 制度の認定対象事業については、制度上、建設費用分などのコストを含め、固定買取価格が決定されていることから、原則、設置に関する補助を受けているものとみなし、補助対象外となります。

(Q1-8) 「当該施設の整備後、直ちに事業化できる」とはどういうことか。

A 施設の設置に必要な許認可及び事業開始に必要な許認可について、既に取得している、または受ける見込みがある状況のことです。それらの許認可の見込みがない施設については、補助対象外となります。

なお、許認可の見込みの有無については、担当課からも関係行政庁に確認します。

(Q1-9) 一般廃棄物を処理する施設であっても補助対象となるのか。

A 一般廃棄物を処理する施設については、技術的に産業廃棄物に適用可能なものや、食品リサイクル法の登録再生利用事業者に委託するための保管設備など、産業廃棄物に関連する施設であれば、補助対象となる可能性があります。現状で焼却・最終処分されている量が確認できないものについては補助対象にはなりません。

なお、一般廃棄物を処理する計画が補助対象となる場合であっても、産業廃棄物に係る計画を優先して採択することになります。

2 補助対象施設について

(Q2-1) 廃棄物排出抑制施設とは、どのような施設か。

A 製造工程等を改良することにより、廃棄物の発生量そのものを減少させたり、発生した廃棄物を減量化・再生利用することで事業場外への排出量を減少させ、輸送・処理の環境負荷を低減する施設です。

(Q2-2) 廃棄物リサイクル施設とは、どのような施設か。

A 廃棄物の中間処理施設であって、リサイクル製品を製造する施設、破碎・選別等により混合廃棄物を処理する施設です（過去の実績についてはホームページ上で公表していますのでご覧ください。）。

(Q2-3) 資源循環促進施設とは、どのような施設か。

A 保管・分別等により、これまでは焼却・埋立等の単純処分されていた廃棄物をリサイクルするために必要な施設です。なお、最終処分からリサイクルへの転換を目的に、最終処分されている廃棄物を集約してリサイクル施設に運ぶための積替・保管施設や、リサイクル製品が売れないことにより新たな受け入れを制限している場合に、リサイクル製品の出荷範囲拡大のために設置する施設、現状で最終処分されている廃棄物についてセメント原料として処理委託するための処理施設などについても補助対象施設に追加しました。

3 補助率及び補助金額の上限の引き上げについて

(Q3-1) なぜ特定の産業廃棄物だけ補助率の優遇があるのか。

A リサイクル率が全国平均を下回る産業廃棄物や最終処分量が多い産業廃棄物について、特定の産業廃棄物とし、集中的に削減に取り組むこととしているためです。

(Q3-2) なぜデジタル技術を活用する施設の整備だけ補助金額の上限の優遇があるのか。

A AI/IoT等のデジタル技術の進展に対応し、廃棄物に関しても、再生利用が困難な廃棄物のリサイクル施設の整備等にデジタル技術を積極的に活用し、資源循環サイクルの拡大を推進することとしているためです。

4 見積書について

(Q4-1) 見積書はいつ取得すればいいのか。

A 見積書については、発行日は問いませんが、提案書提出時点において見積りが有効である必要があります。

なお、公募の締切り日から交付決定までに2か月程度かかることから、この期間に有効期間が切れた場合は、再度見積書を取得していただくことになりますので、注意してください。その際、価格変動等により、購入価格が上がった場合であっても、原則、審査時点の見積価格を基に交付決定額を算定します。

(Q4-2) すでに導入したい設備が決まっている場合でも複数の見積書を取得する必要があるか。

A 購入価格の妥当性の判断材料とするため、金額に応じて複数者の見積書を求めています。

なお、原則同等の仕様の設備の見積書を取得していただきますが、設備メーカーによって施設規模（処理能力）が異なる場合は、事業を適正に実施できる仕様のものを選定し、見積書を取得してください。

また、使用者側の都合により、最安値ではない機器を採用することは可能ですが、その場合の交付決定額は最安値の機器を採用した場合の金額になります。

(Q4-3) 特許の関係で、1社しか販売していない機器で単価が百万円以上の機器について、事業提案書に添付する見積書は、3者以上から取得する必要があるか。

A 原則3者以上から見積書を徴収してください。これによりがたい場合とは、装置の付属機器などであって、代替製品が存在しないものなど特殊なケースを指し、その場合には理由書を添付してください（その場合でも、複数代理店から見積書が徴収可能な場合は、見積合わせをしてください。）。実際、特許の関係で1社しか販売していない機器であっても、他の機器を組み合わせるなどして同様の結果を得ることが可能なケースが散見されます。

5 その他

(Q5-1) 補助金の審査結果は公表されるのか。

A 二次審査を通過し、交付決定した事業についてはホームページ上で概要と補助金額を公表することとしています。

なお、審査を通過しなかった計画については、公表対象ではありません。

また、本補助事業を広く周知するため、採択事例紹介として概要及び施設写真等をホームページ等の広報媒体で使用する場合があります。

(Q5-2) 過去に補助金を受けたことがある場合でも、補助対象となるか。

A 過去に補助金を受けた場合でも、要件を満たす場合は補助の対象となります。

なお、補助を受ける機会について公平性を確保しつつ、より良い提案事業を採択するため、審査において過去に受けた補助額に応じた減点があります（減点は、過去に受けた補助額の合計が5,000万円までの場合、100点満点中1点です。）。

また、計画の実施者の能力評価として、過去の実績に応じた評価を行います。

(Q5-3) 補助対象施設とされている施設であれば、設置について許認可を受けることができるのか。

A 許認可については、許認可権限を持つ行政庁が判断します。必ず事前に関係行政庁に相談してください。

(Q5-4) 中古の施設を設置する場合でも、補助対象となるか。

A 中古の施設については、適正価格の把握が困難であるため、補助対象となりません。

(Q5-5) 事業提案は同一年度中に何回できるのか。

A 同時に提案できる事業は一つとさせていただきます。なお、採択を受けた事業が完了していない場合及び不採択になった事業を同一年度中に再度提案する場合を除き、回数に制限はありません。

(Q5-6) 補助対象経費（付帯工事費）の補助対象施設の電力を供給するために必要な太陽光発電施設の設置工事とはどのようなものか。

A 補助対象施設が災害による停電時などでも稼働できるなど、施設を稼働するのに必要最小限度の電力を供給するために必要な太陽光発電施設の設置工事となります。定置用蓄電池や売電を主目的とした施設は補助対象となりません。

(Q5-7) 提案書 別紙4の添付書類にある「銀行等の融資を受ける場合は、融資先との協議状況が分かるもの」とは何を提出したらよいか。

A 以下のいずれかを提出してください。

- ① 銀行等が発行する当座貸越の残高証明書、融資に係る証明書等
- ② 補助事業申請者が作成した書類（協議先の銀行、担当者、連絡先、協議内容（使途、融資条件）等を記載）